⑹　入札方法　入札金額は、１Ｌ当たりの単価を記載すること。

なお、落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額（非課税分を除く）の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額（非課税分を除く）を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　当該年度の独立行政法人日本原子力研究開発機構競争参加資格審査において資格を有すると認められた者であること。

⑷　独立行政法人日本原子力研究開発機構契約部長から指名停止にされている期間中のものでないこと。

⑸　警察当局から、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対し、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準じるものとして、建設工事及び測量等、物品の製造及び役務の提供等の調達契約からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒914―8585 福井県敦賀市木崎65―20　独立行政法人日本原子力研究開発機構　敦賀本部　業務統括部　調達課　ＴＥＬ0770―21―5025

⑵　入札説明会の日時及び場所　実施しない。

⑶　入札書の受領期限

第１回目　平成24年３月27日17時00分
第２回目　平成24年５月28日17時00分
第３回目　平成24年７月26日17時00分
第４回目　平成24年９月25日17時00分
第５回目　平成24年11月27日17時00分
第６回目　平成25年１月28日17時00分

（郵送の場合は必着のこと）ただし、入札書を持参する場合は開札の日時までとする。

⑷　開札の日時

第１回目　平成24年３月28日10時00分
第２回目　平成24年５月29日10時00分
第３回目　平成24年７月27日10時00分
第４回目　平成24年９月26日10時00分
第５回目　平成24年11月28日10時00分
第６回目　平成25年１月29日10時00分

⑸　開札の場所　独立行政法人日本原子力研究開発機構　敦賀本部　アトムプラザ２階　アトムホール

４　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑹　その他詳細は入札説明書による。

５　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tadashi Nakamura, Director of Administration Department, Tsuruga Head Office of Japan Atomic Energy Agency

⑵　Classification of the Products to be procured : 2

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :

1st contract : About 500KL
2nd contract : About 500KL
3rd contract : About 2,600KL
4th contract : About 2,600KL
5th contract : About 500KL
6th contract : About 500KL

⑷　Delivery period :

1st contract : From 1 April 2012 to 31 May 2012
2nd contract : From 1 June 2012 to 31 July 2012
3rd contract : From 1 August 2012 to 30 September 2012
4th contract : From 1 October 2012 to 30 November 2012
5th contract : From 1 December 2012 to 31 January 2013
6th contract : From 1 February 2013 to 31 March 2013

⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,

③　have been qualified through the examination of qualifications by Japan Atomic Energy Agency for participating in tenders for manufacturing or purchasing equipment,

④　not be currently under suspension of nomination by Director of Contract Department, Japan Atomic Energy Agency.

⑺　Time limit for tender :

1st contract : 5 : 00 P.M. 27 March 2012
2nd contract : 5 : 00 P.M. 28 May 2012
3rd contract : 5 : 00 P.M. 26 July 2012
4th contract : 5 : 00 P.M. 25 September 2012
5th contract : 5 : 00 P.M. 27 November 2012
6th contract : 5 : 00 P.M. 28 January 2013

⑻　Contact point for the notice : Purchase section, Administration Department, Tsuruga Head Office, JAEA, 65―20 Kizaki Tsuruga-shi Fukui-ken 914―8585 Japan. Tel 0770―21―5025

○第 24―4404―２号

１　調達内容

⑴　品目分類番号

Ａ、Ｃ　71、27
Ｂ　78

⑵　購入等件名及び数量

Ａ　放射線管理用計算機システム等のソフトウェア移植及び調整作業　一式
Ｂ　平成24年度白木地区海洋調査　一式
Ｃ　保守管理システム導入・構築及びデータ整備作業　一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　契約納期

Ａ　平成24年12月28日
Ｂ　平成25年３月22日
Ｃ　平成25年３月25日

⑸　納入場所　入札説明書及び仕様書による。

⑹　入札方法　落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条項中、特別の理由のある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　独立行政法人日本原子力研究開発機構競争参加資格又は国の競争参加資格（全省庁統一資格）を有すると認められた者であること。

⑷　独立行政法人日本原子力研究開発機構契約部長から取引停止にされている期間中の者でないこと。